

(交通業)

宮古島リカバリープロジェクト感染対策ガイドライン Vol1.0

宮古島リカバリープロジェクト委員会
委員長 砂川靖夫

1.従業員の健康管理

1-1. 従業員は、入社時に体温確認と健康チェックを行い、軽微であっても発熱や咳など症状があれば休ませる。流行地域からの観光客との接点がある場合には、保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

1-2. 新型コロナウイルス感染が確定した場合

- ① 当該従業員は原則として入院措置となる。
- ② 発症前 3 日から入院措置となるまでのあいだに接触が疑われるすべての従業員について、接触のあった日から 1 4 日間は仕事を休ませる。PCR 検査等を実施して陰性が確認されたとしても休ませる必要がある。経過中に症状を認めたときは、速やかに保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

1-3. 新型コロナウイルス感染が確定しなかった場合

①当該従業員については、新型コロナウイルスの検査結果が陰性だったとしても、以下の 3 つの条件がすべて確認されるまで休ませる。

- 1) 咳などの呼吸器症状が改善している
- 2) 解熱してから 3 日間が経過している
- 3) 症状が現れてから 7 日間が経過している

② 発症前 3 日から入院措置となるまでのあいだに接触が疑われるすべての従業員について、接触のあった日から 1 4 日間は観察期間とし、この間はサージカルマスクを必ず着用し、手指衛生も心がけながら業務にあたらせる。経過中に症状を認めたときは、集団発生が疑われるとして速やかに保健所に連絡して、医療機関への受診方法について指示を受ける。

2.タクシー、バス、レンタカー事業者

2-1. 観光客に触れたり、荷物の積み込みを手伝ったりしたときは、ハンドルや自分の衣類などに触れる前に消毒液（消毒用アルコール等）で手指消毒をする。目的地に到着後、観光客と現金のやり取りをした後にも、速やかに消毒液（消毒用アルコール等）で手指衛生をする。

2-2. 観光客を乗せて走行するときは、運転手は必ずマスクを着用する。また、観光客にもマスクを着用するように求める。所持していない観光客のために、マスクを準備しておく。

2-3. 走行中は、できるだけ窓を開けて車内の換気を心がける。観光客が、窓を開けることを嫌がる場合であっても、運転席側と後部座席側を少しだけでも開けるようにして、風の流れが生じるようにする。

2-4. 観光客が降りた後は、マスクと手袋を着用したうえで、シート、手すりなど触れた可能

性がある場所を清拭消毒する

3.各施設に感染の症状が出た場合の対応

- 3-1. 症状に不安がある場合、24時間コールセンターへ連絡して支持を仰ぐ。「沖縄県 新型コロナウイルス相談窓口」Tel 098-866-2129
- 3-2. 観光協会へ状況へ情報を提供する。メール：info@miyako-guide.net

【その他沖縄県の間合せ機関】

日中の間合せ先：宮古保健所 0980-72-2420

空港での水際対策：宮古空港内TACO（タコ）宮古分室